

4-2 社会的状況

(1) 人口及び産業

ア 人口の動態及び世帯数

名古屋市、港区及び調査地域の令和元年6月1日現在における人口及び世帯数を表1-4-40に、名古屋市及び港区の平成27年10月1日現在における昼夜間人口を表1-4-41に、令和元年6月1日現在における年齢別人口構成比を図1-4-22に示す。

令和元年の人口は、名古屋市は増加傾向を示しているが、港区では減少傾向を示している。1世帯当たりの人員は、港区及び調査地域は名古屋市と比べ多い。

平成27年10月1日現在の昼夜間人口比率は、港区は名古屋市よりやや高い約115.5%であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

港区の年齢別人口は、名古屋市に比べ65歳以上の構成比がわずかに高くなっている。

出典)「学区別、町丁目(字)別、世帯数、公簿人口(区別)」(名古屋市ウェブサイト)
「平成27年国勢調査 名古屋の昼間人口(従業地・通学地集計結果)」(名古屋市ウェブサイト)
「年齢別公簿人口(全市・区別)」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-40 人口及び世帯数（令和元年）

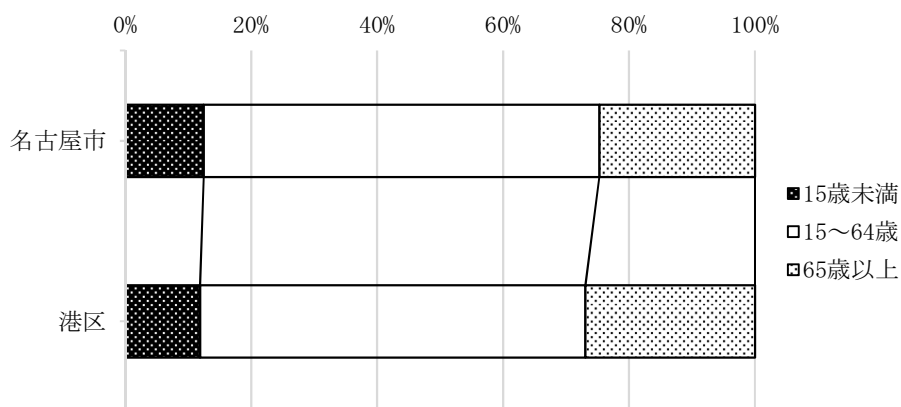
区 分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当 りの人員 (人)	平成26年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市	2,297,923	1,123,425	2.05	2,257,480	1.8
港 区	145,503	68,836	2.11	149,255	-2.5
うち調査地域	14,122	6,862	2.06	14,460	-2.3

注) 1: 人口及び世帯数は各年6月1日現在
2: 増加率(%) = $((A-B)/B) \times 100$
3: 街区単位の人口・世帯数に基づいて調査地域の人口・世帯数を集計した。

表 1-4-41 昼夜間人口（平成27年）

区 分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)
名古屋市	2,589,799	2,295,638	112.8
港 区	169,555	146,745	115.5

注) 1: 平成27年10月1日現在
2: 昼夜間人口比率 = $(\text{昼間人口} / \text{夜間人口}) \times 100$



注) 令和元年6月1日現在

図 1-4-22 年齢別人口構成比 (令和元年)

イ 産 業

名古屋市及び港区の平成 28 年 6 月 1 日現在における産業別事業所数並びに従業者数の構成比を図 1-4-23 及び図 1-4-24 に示す。

名古屋市及び港区における事業所数、従業者数は、いずれも第三次産業の割合が高くなっている。名古屋市と港区との比較では、事業所数、従業者数のいずれも、港区の第二次産業の割合が名古屋市よりも高くなっている。

出典)「経済センサス-活動調査(確報)結果の概要」(名古屋市ウェブサイト)

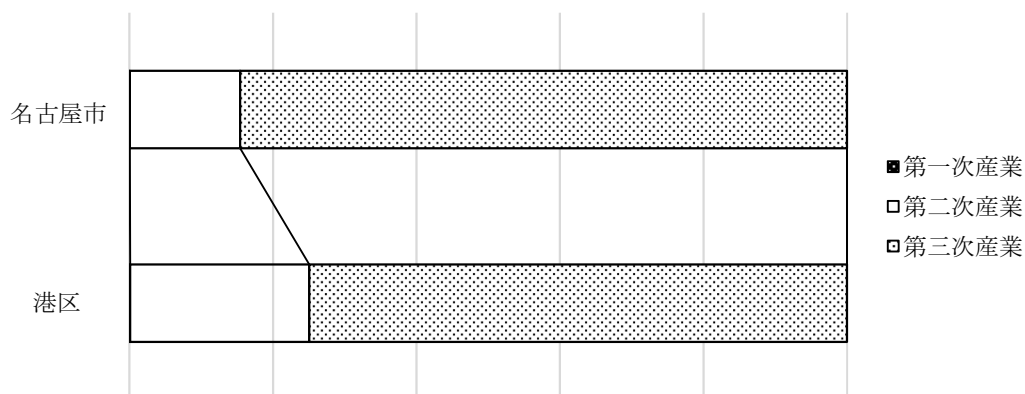


図 1-4-23 産業別事業所数の構成比 (平成 28 年)

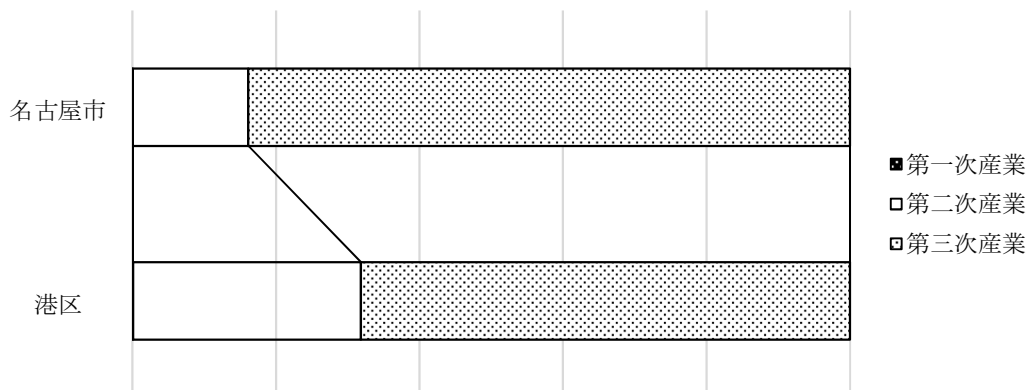


図 1-4-24 産業別従業者数の構成比 (平成 28 年)

(2) 土地利用

ア 土地利用の状況

名古屋市の平成 29 年における土地利用の状況を表 1-4-42 に示す。名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が高く 53.0%、次いで道路の 19.2%となっている。

調査地域及びその周辺の建物用途の状況を図 1-4-25 に示す。調査地域は、供給・処理・運輸施設用地及び住居施設用地、公園・緑地等が多く、事業予定地の北には水田があり、建物用地は少ない。事業予定地の周囲には、供給・処理・運輸施設用地、商業施設用地、工業施設用地が点在している。

出典)「土地に関する統計年報(平成 30 年版)」(愛知県, 平成 30 年)
「名古屋市建物用途別現況図(平成 28 年現在)」(名古屋市, 平成 30 年)

表 1-4-42 土地利用の状況(平成 29 年)

単位: ha

区分	行政面積	農地			森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
		田	畑							
名古屋市	32,645	1,020	497	525	1,013	-	1,519	6,260	17,295	5,538
		(3.1)	(1.5)	(1.6)	(3.1)	-	(4.7)	(19.2)	(53.0)	(17.0)

注) 1: () 内は、合計に対する割合を示す。

2: 集計時点は次のとおり

行政面積: 平成 29 年 10 月 1 日現在

農地: 平成 29 年 7 月 15 日現在

森林、原野等、水面・河川・水路: 平成 29 年 3 月 31 日現在

道路: 林道は平成 29 年 3 月 31 日現在、農道は平成 29 年 8 月 1 日現在、一般道路は平成 29 年 4 月 1 日現在

宅地: 住宅地は平成 29 年 1 月 1 日現在、工業用地は平成 29 年 6 月 1 日現在

イ 「都市計画法」に基づく地域地区及びその他の土地利用計画

調査地域は、名古屋都市計画区域に含まれている。

「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域等の指定状況を図 1-4-26 に示す。事業予定地は準工業地域に含まれるが、事業予定地の南側と東側の一部は市街化調整区域に指定されている。庄内川及び新川を挟んだ東側は、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は工業地域に指定されている。なお、調査地域に風致地区の指定はない。

「都市計画法」に基づく高度地区の指定状況を図 1-4-27 に示す。事業予定地は、一部を除いて絶対高 31m 高度地区に指定されている。

また、「流通業務市街地の整備に関する法律」(昭和 41 年法律第 110 号)に基づく流通業務地区の指定状況を図 1-4-28 に示す。事業予定地の周辺は西部流通業務地区に指定されている。

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ウェブサイト)
「流通業務地区(西部流通業務地区・藤前流通業務団地)」(名古屋市ウェブサイト)



図 1-4-25 建物用途の状況

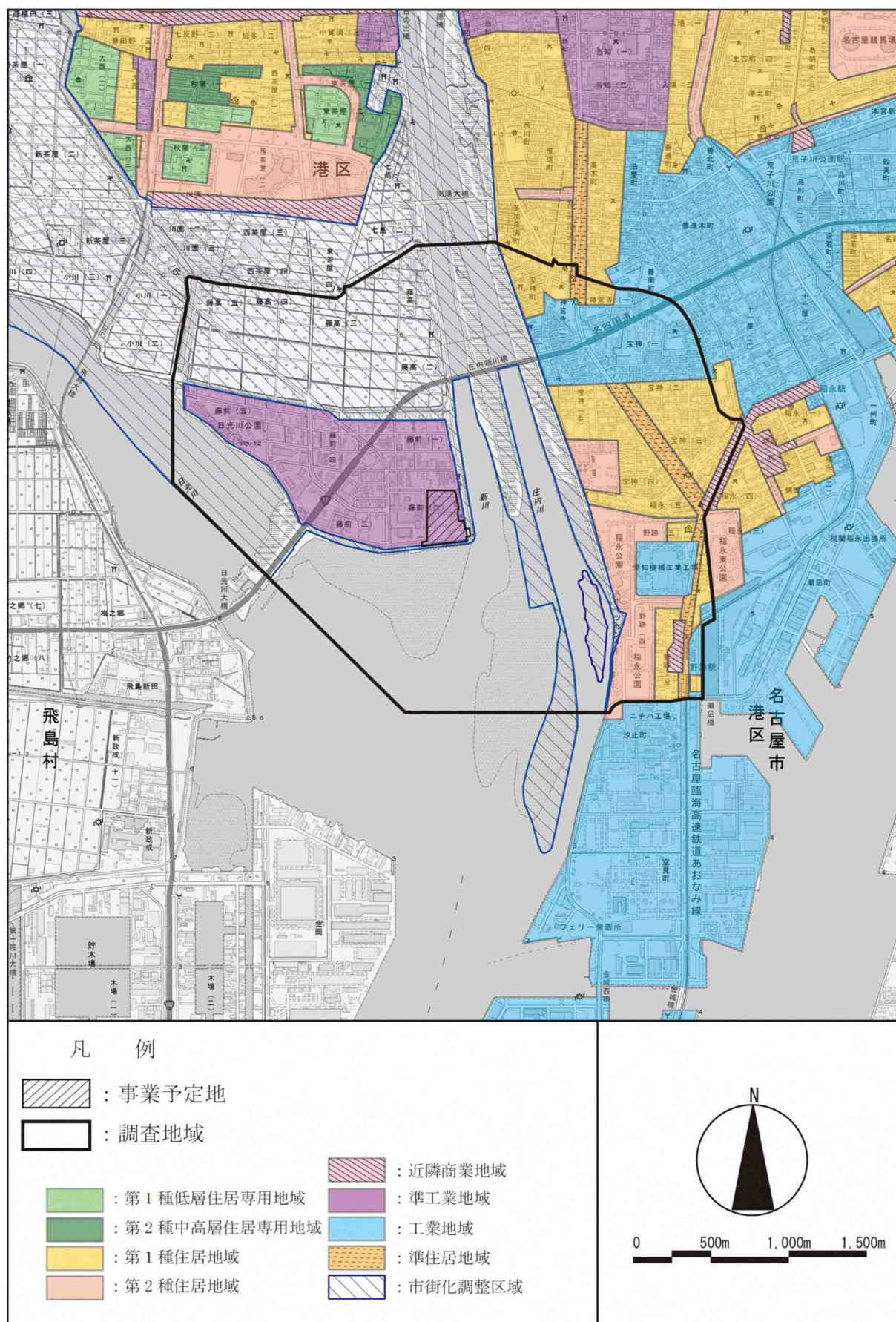


図 1-4-26 用途地域等の指定状況

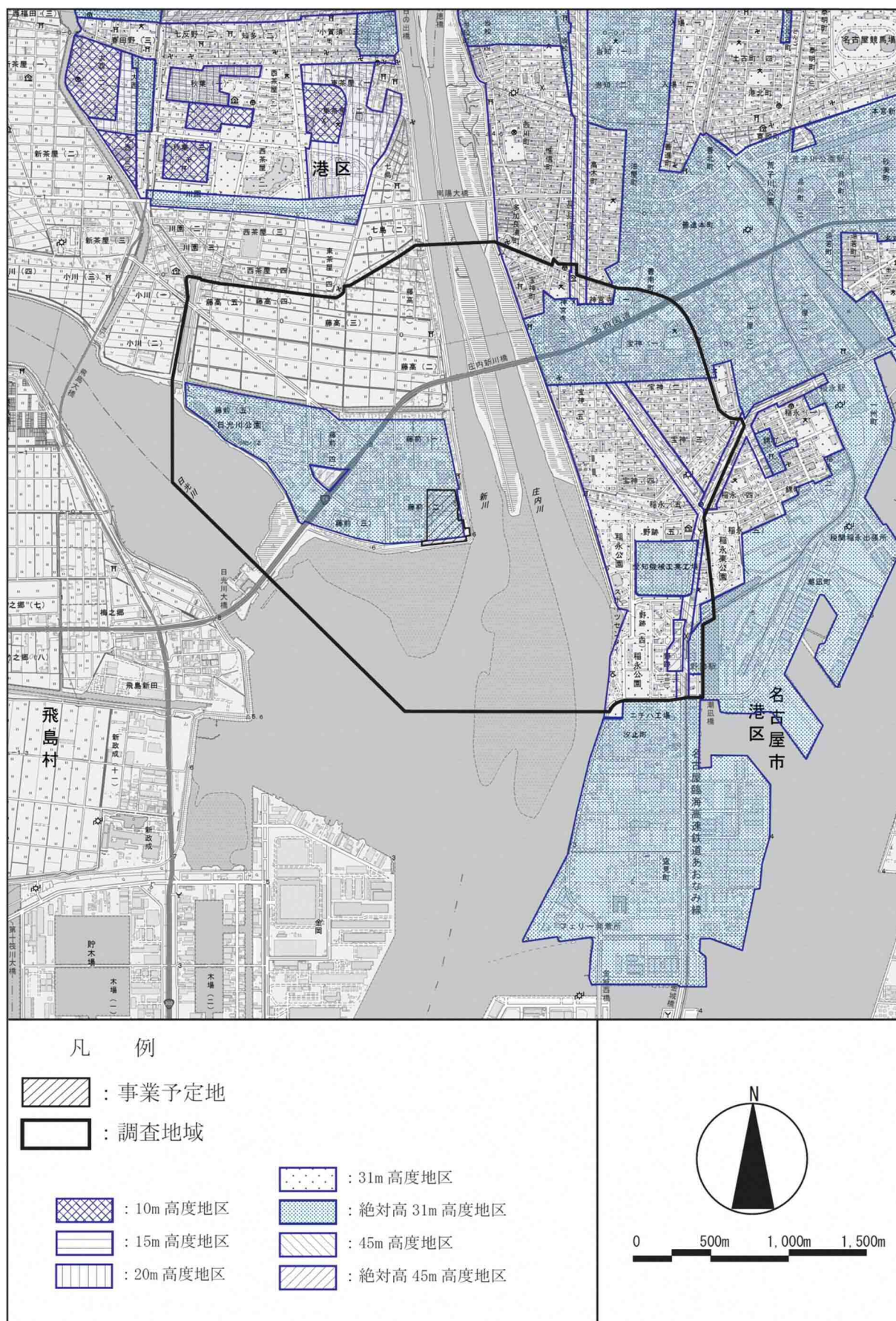


図 1-4-27 高度地区の指定状況

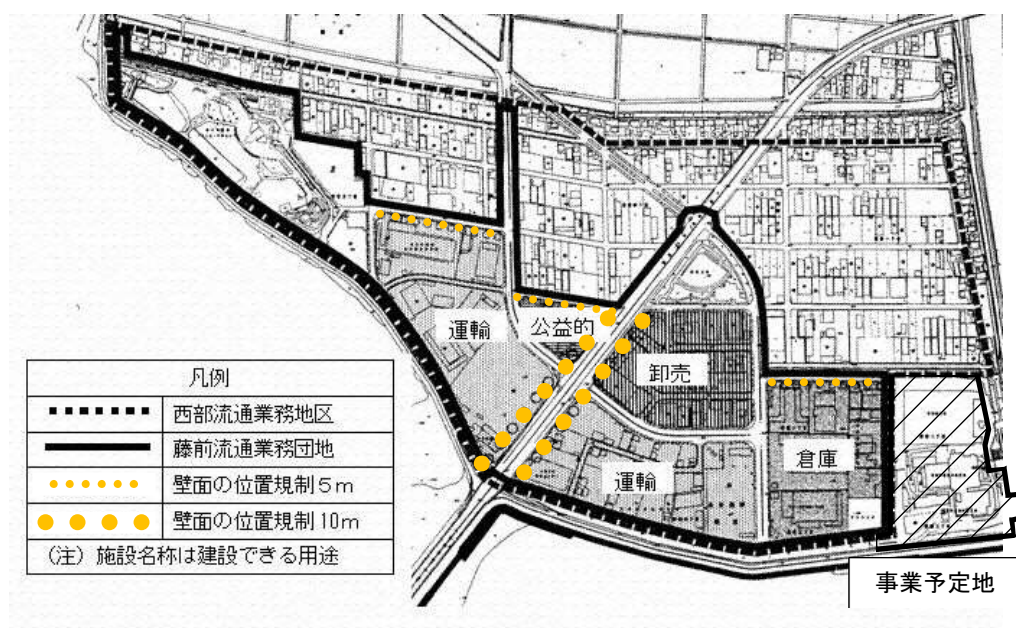


図 1-4-28 流通業務地区の指定状況

ウ 周辺地域における開発の動向

調査地域において、大規模な開発事業は予定されていない。

(3) 地下水の利用状況

名古屋市の水道及び工業用水における地下水の利用状況を表 1-4-43 に示す。水道の給水量における地下水の割合は 0.1%、工業用水における井戸水の割合は 10.1%である。

出典)「愛知県の水道(平成 29 年度版)」(愛知県ウェブサイト)
「平成 30 年 工業統計調査結果」(愛知県ウェブサイト)

表 1-4-43 地下水利用の状況

給水量及び用水量		単位	名古屋市	港区
水道	一日最大給水量	m ³	832,746	—
	上記の内地下水	m ³	883	—
	地下水の割合	%	0.1	—
工業用水	1 日当たり用水量	m ³	226,003	161,140
	上記の内井戸水	m ³	22,778	3,668
	井戸水の割合	%	10.1	2.3

注) 1: 水道は平成 29 年度、工業用水は平成 29 年

2: 水道は、名古屋市の施設から清須市の一部、北名古屋市の一部、大治町、あま市の一部への給水量を含み、区別の内訳は出典に記載されていない。

3: 工業用水は、公共水道、井戸水などが含まれる。

4: 地下水及び井戸水の割合は、上記資料に基づき算出した。

(4) 水域利用

調査地域には、河川、海域とも漁業権は設定されていない。また、調査地域は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）による規制対象地域に指定されていない。

調査地域の庄内川水系においては、用水等の取水はない。

出典)「漁業権図（県域図）」(愛知県ウェブサイト)

「共同漁業権の内容」(愛知県ウェブサイト)

「区画漁業権の内容」(愛知県ウェブサイト)

「庄内川水系河川整備計画【大臣管理区間】」(国土交通省中部地方整備局ウェブサイト)

(5) 交 通

ア 交通網の状況

鉄道網及びバス路線を図 1-4-29 に示す。調査地域の東南端に、名古屋臨海高速鉄道のあおなみ線が通っている。また、調査地域では、主に名古屋市営バスが運行しており、一般国道 23 号では三重交通株式会社の路線バスが運行している。

主要な道路網を図 1-4-30 に示す。調査地域には、一般国道 23 号、主要市道金城埠頭線、一般市道の茶屋線、万場藤前線、庄内川左岸線及び稲永埠頭線が通っている。

出典)「国土数値情報」(国土交通省ウェブサイト)

「バス路線図」(名古屋市交通局ウェブサイト)

「三重交通バス路線図」(三重交通ウェブサイト)

「名古屋市交通量図（平成 27 年度）」(名古屋市，平成 29 年)

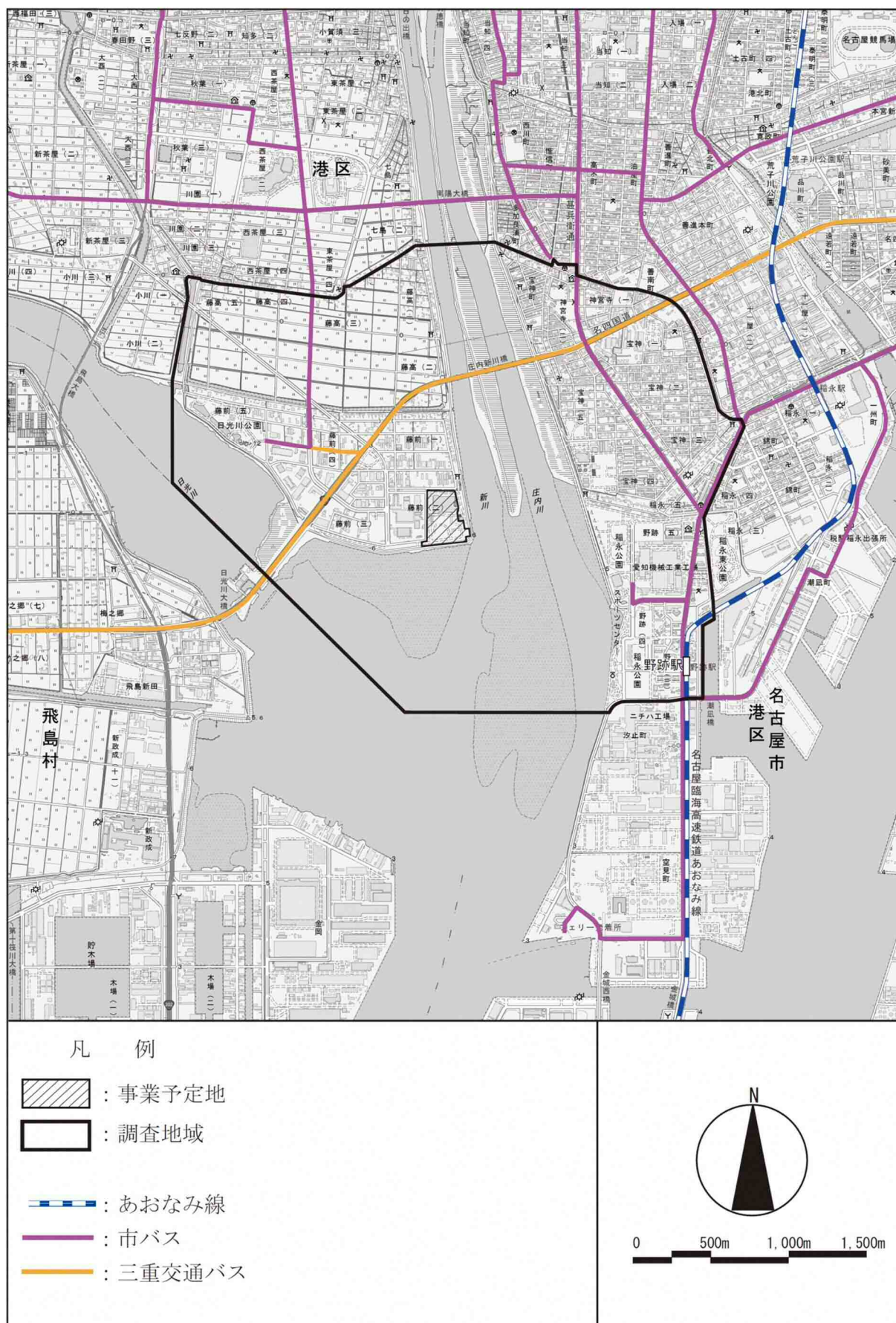


図 1-4-29 鉄道網・バス路線の状況



図 1-4-30 主要道路網図及び自動車の断面交通量調査地点

イ 道路交通の状況

調査地域及びその周辺における自動車、歩行者等交通量を表 1-4-44 に、調査地点を図 1-4-30 に示す。

12 時間自動車交通量が最も多いのは、一般国道 23 号の約 38,600～39,400 台であり、大型車混入率は 42.4～45.2%とその他の路線に比べて高い。また、その他の路線の 12 時間自動車交通量は、主要市道金城埠頭線が約 8,800～13,500 台、一般市道稲永埠頭線が約 9,200～15,100 台、一般市道茶屋線が約 2,300 台、一般市道万場藤前線が 9,100 台、一般市道庄内川左岸線が約 6,400 台であり、いずれの路線も大型車混入率は 15%を超えている。

出典)「平成 27 年度名古屋市一般交通量概況」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-44 自動車、歩行者等交通量 (平成 27 年度)

No.	道路種別 路線名	交通量調査 観測地点	12 時間交通量					24 時間 交通量
			歩行者 (人)	自転車 (台)	動力付 二輪車 (台)	自動車 (台)	大型車 混入率 (%)	自動車 (台)
1	一般国道 23 号	港区十一屋三丁目	—	—	—	39,399	42.4	63,592
2	一般国道 23 号	港区藤前四丁目	—	—	—	38,599	45.2	62,144
3	主要市道 金城埠頭線	港区稲永五丁目	519	530	80	8,761	21.0	—
4	主要市道 金城埠頭線	港区空見町	50	61	57	13,525	39.4	—
5	一般市道 稲永埠頭線	港区甚兵衛通四丁目	304	749	193	15,086	15.1	—
6	一般市道 稲永埠頭線	港区宝神四丁目	183	472	113	9,190	26.9	—
7	一般市道 茶屋線	港区藤高四丁目	1	3	23	2,339	37.4	—
8	一般市道 万場藤前線	港区東茶屋三丁目	84	288	107	9,057	16.9	—
9	一般市道 庄内川左岸線	港区当知字草野	0	4	84	6,430	35.6	—

注) 1: 12 時間交通量の観測時間は、平日の午前 7 時から午後 7 時までである。

2: 24 時間交通量の観測時間は、平日の午前 0 時から翌日の午前 0 時までである。

ウ 公共交通機関の利用状況

調査地域の鉄道駅であるあおなみ線野跡駅における平成 29 年度の乗車人員は、表 1-4-45 に示すとおり、年間利用人数は約 36 万人である。

出典)「平成 30 年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-45 乗車人員 (平成 29 年度)

単位: 人/年

あおなみ線	乗車人員
野跡駅	357,688

(6) 地域社会等

ア 学校、医療機関、コミュニティ施設等

学校の位置を図 1-4-31 に、医療機関、コミュニティ施設等の位置を図 1-4-32 に、福祉施設の位置を図 1-4-33 に示す。

調査地域には、幼稚園、中学校がそれぞれ 1 校（園）、小学校が 2 校ある。また、医療施設は 8 施設、コミュニティ施設は 3 施設ある。福祉施設は 7 施設あり、うち 3 施設は保育園である。いずれも、事業予定地とは庄内川、新川を挟んだ対岸に分布している。

出典) 「国土数値情報」(国土交通省ウェブサイト)
「なごやの健康福祉 2016」(名古屋市ウェブサイト)
「名古屋市内の保育所等認可施設・事業所一覧」(名古屋市ウェブサイト)
「あいち医療情報ネット」(愛知県ウェブサイト)
「港区内施設案内」(名古屋市ウェブサイト)

イ 文化財の分布

調査地域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 6 号) 及び「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号) により指定された文化財はない。

出典) 「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ウェブサイト)

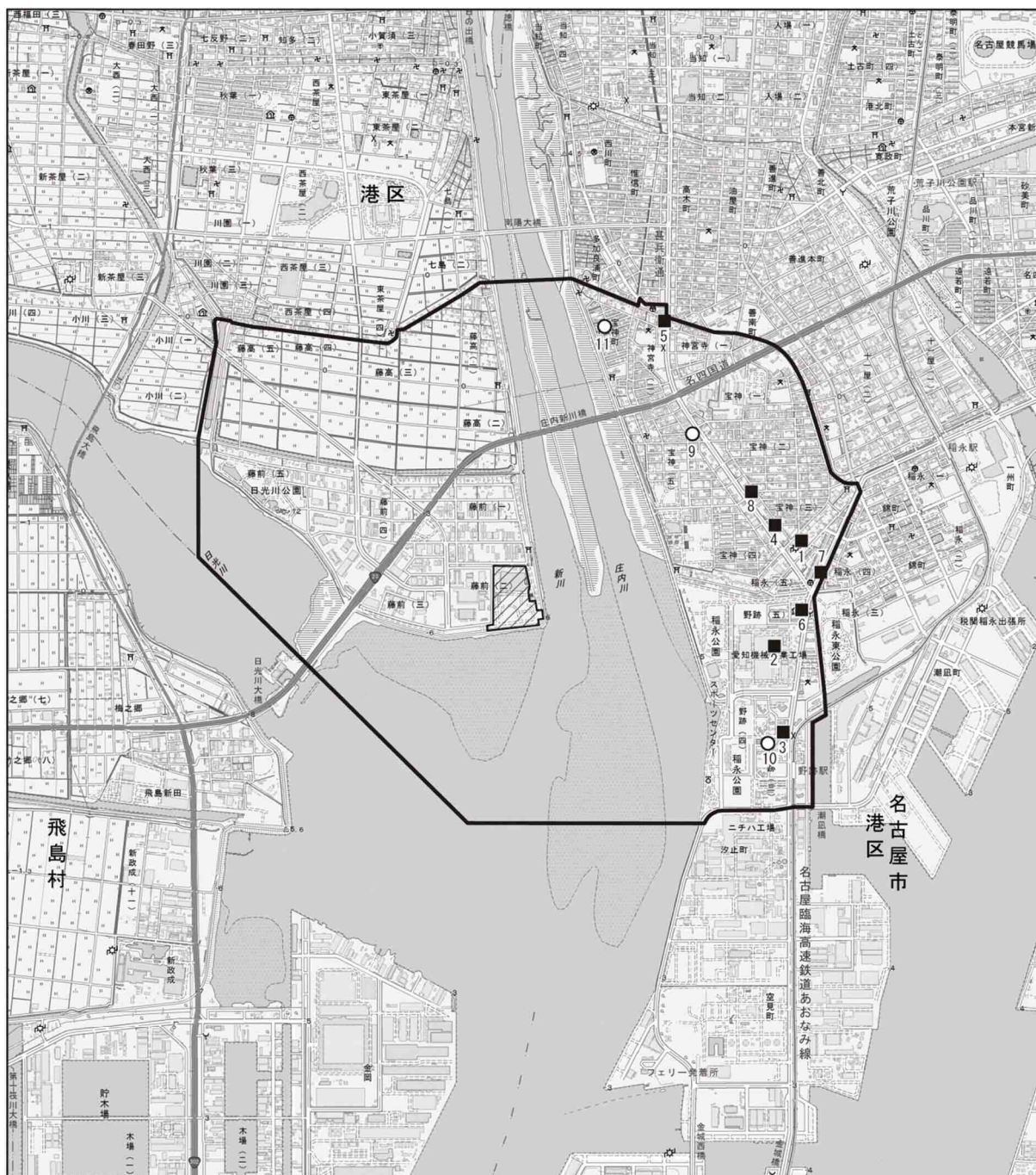
ウ 交通安全の状況

名古屋市内の平成 30 年における交通事故死者数は 55 人となっており、前年から 16 人増加した。うち港区では交通事故死者数は 9 人となっており、前年から 2 人増加した。

出典) 「愛知県の交通事故発生状況(平成 30 年中)」(愛知県警察本部ウェブサイト)



图 1-4-31 学校位置图



凡 例

- : 事業予定地
 : 調査地域
 : 医療施設
 : コミュニティ施設

区分	番号	名称
医療機関	1	みなと医療（生協） 宝神生協診療所
	2	愛知機械工業（株） 水徳診療所
	3	汐止クリニック
	4	小島内科クリニック
	5	（特養）なごやかハウス 神宮寺医務室
	6	（特養）なごやかハウス 野跡診療所
	7	小島歯科医院
	8	竹内歯科医院
コミュニティ施設	9	港西コミュニティセンター
	10	野跡コミュニティセンター
	11	神宮寺コミュニティセンター

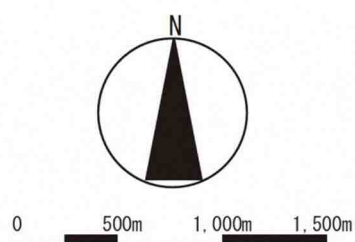


図 1-4-32 医療機関、コミュニティ施設等位置図

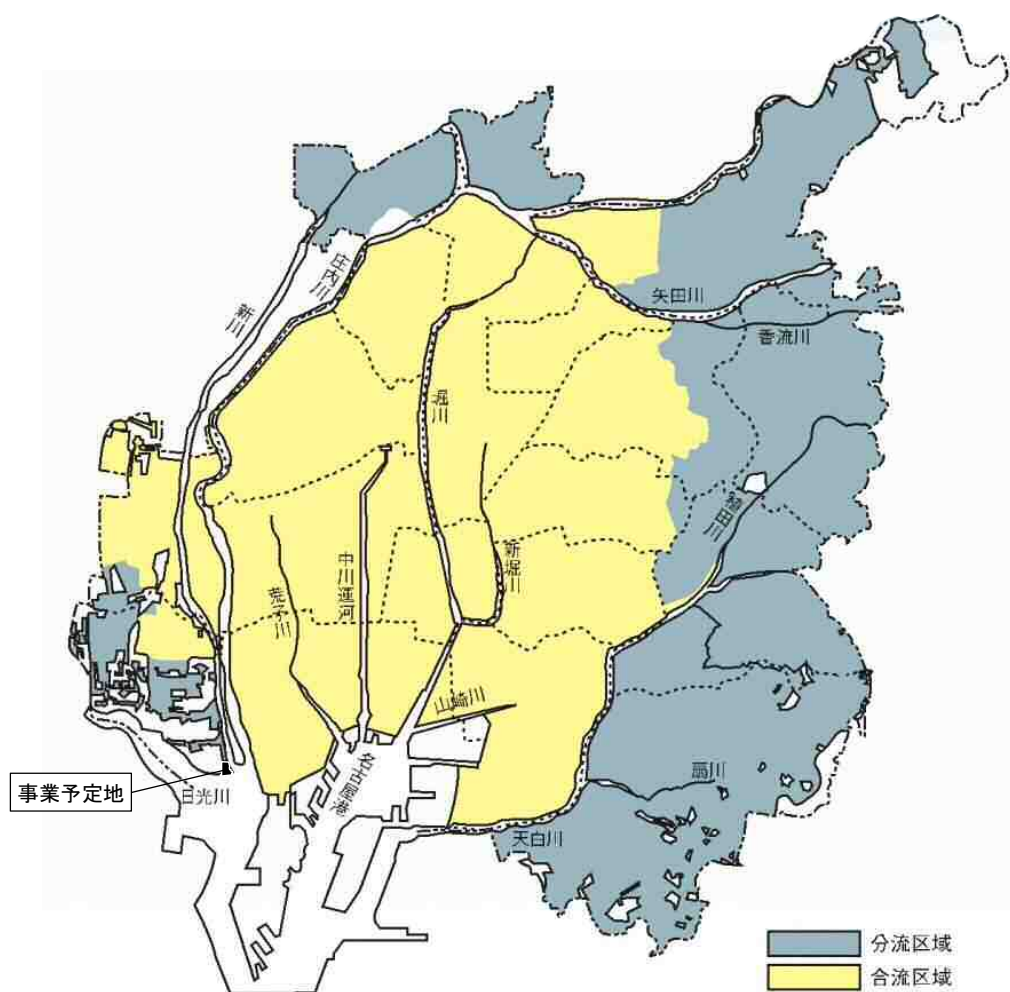
エ 上下水道の整備状況

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 30 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率（総人口に対する下水道を利用できる人口の割合）は 99.3%（平成 30 年 3 月 31 日現在）となっている。

名古屋市の下水道整備状況を図 1-4-34 に示す。事業予定地周辺には、下水道の分流区域及び未整備区域がある。事業予定地周辺では下水道の敷設工事が進められており、事業予定地北側の藤前一丁目の一部では公共下水道の供用が開始されている。

出典）「平成 30 年版名古屋市統計年鑑」（名古屋市ウェブサイト）

「平成 30 年度版 なごやの水道・下水道」（名古屋市上下水道局ウェブサイト）



注）平成 28 年度末現在

出典）「平成 30 年度版 なごやの水道・下水道」（名古屋市上下水道局ウェブサイト）を一部加工

図 1-4-34 下水道の整備状況

オ 廃棄物の発生状況

名古屋市における平成 29 年度のごみ処理量は 611,105 トンで、前年度と比べ 3,592 トン（約 0.6%）減少している。

名古屋市及び港区のごみ及び資源の収集量を表 1-4-46 に示す。港区におけるごみ及び資源収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

出典)「環境局 事業概要（平成 30 年度資料編）」(名古屋市ウェブサイト)

表 1-4-46 ごみ及び資源収集量（平成 29 年度）

単位：トン

区 分	市収集量					資 源 収集量	合 計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	蛍光管・水 銀体温計等	環境美化		
名古屋市	381,768 (81.13)	17,938 (3.81)	7,489 (1.59)	61 (0.01)	1,511 (0.32)	61,776 (13.13)	470,543
港 区	25,094 (81.24)	1,223 (3.96)	410 (1.33)	— —	355 (1.15)	3,808 (12.33)	30,890

注) 1：() 内は合計に対する割合 (%) である。

2：「蛍光管・水銀体温計等」は、拠点回収による収集量である。

3：「環境美化」とは、「町美運動」により集められたごみ等の収集をいう。

4：四捨五入のため合計が合わない場合がある。

(7) 関係法令の指定・規制等

ア 公害関係法令

(7) 環境基準等

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、騒音、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準が定められている。ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」(平成8年名古屋市条例第6号)に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標として、大気汚染及び水質汚濁に係る環境目標値を定めている。

a 大気汚染 (資料2-1(資料編p.6)参照)

「環境基本法」に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

そのほか、低濃度ではあるが長期間の曝露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について、人の健康に係る被害を未然に防止する観点から、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値として、水銀等9物質について指針値が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき大気汚染に係る環境目標値を定めている。平成29年12月に一部改正の告示を行い、微小粒子状物質(PM_{2.5})の目標値を新たに設定し、二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の目標値の達成時期を平成35年度(令和5年度)に定め、市民の健康の保護に係るこれまでの目標値を見直したほか、快適な生活環境の確保に係る目標値(浮遊粒子状物質(SPM)の目標値)を設定した。

b 騒音 (資料2-2(資料編p.8)参照)

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

c 水質汚濁 (資料2-3(資料編p.9)参照)

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値を定めている。

d 土壌汚染 (資料2-4(資料編p.19)参照)

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

e ダイオキシン類 (資料2-5(資料編p.20)参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(イ) 規制基準等

a 大気汚染 (資料 2-6 (資料編 p. 21) 参照)

(a) 施設に対する規制

「大気汚染防止法」及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出基準、揮発性有機化合物の排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

一定規模以上の廃棄物焼却炉については、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素について、排出基準が適用されるほか、平成 27 年の「大気汚染防止法」の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から、水銀排出施設の届出や排出基準の遵守などの水銀大気排出規制が始まった。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

計画施設においては、廃棄物焼却炉であり、焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上であることから、「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設に該当し、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物及び水銀について、排出基準が適用される。また、定格能力で運転する場合に使用される廃棄物の量を重油に換算した量で 500L/時以上であると考えられることから、「大気汚染防止法」に基づく特定工場等に該当し、硫黄酸化物について総量規制が適用され、「愛知県生活環境保全条例」に基づく大気指定工場に該当し、硫黄酸化物について総排出量規制が適用される。さらに、「名古屋市環境保全条例」に基づく大気規制工場に該当し、窒素酸化物について総量規制が適用される。

(b) 石 綿

建築物等の解体・改修工事を行う場合には、「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料（吹付け石綿等）の有無について事前調査を実施しなければならない。また、特定建築材料が使用されている建築物等の解体・改修を行う場合には、作業基準（掲示板の掲示、作業の方法）を遵守しなければならない。

既存設備の解体・撤去工事を行う場合には、事前調査を実施し、特定建築材料が確認された場合には作業基準が適用される。

(c) その他の規制

窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指して、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」（平成 4 年法律第 70 号）が定められている。名古屋市とその周辺地域は対策地域に指定されており、自動車 NOx・PM 法の排出基準を満たしていない車（非適合車）は、市内（対策地域内）においては登録することができない。規制の対象となる車は、ディーゼル車及びガソリン・LPG 車（軽自動車を除くトラック、バス、特種自動車）である。

愛知県では、自動車 NOx・PM 法の対策地域外からの流入車も含め、対策地域において

運行する車両を対象として「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」が定められている。

また、名古屋南部地域は、鉄鋼、金属、化学を中心とする工業地帯が広がっており、この地域を貫く国道 23 号は、その多くが名古屋南部地域に関連した交通で、交通量が 1 日に 10 万台を超える箇所や、大型車混入率が 5 割を超える箇所もあり、他の道路に比べ大気汚染物質の濃度や騒音が高くなっている。沿道環境の改善を進めるために緑区大高町（名古屋南インター交差点）から海部郡飛島村（梅之郷交差点）までの区間において、大型車は中央寄り走行を行う「国道 23 号通行ルール」を実施している。

b 騒音（資料 2-7（資料編 p. 25）参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に措置を執るよう要請する際の基準としての自動車騒音の限度（要請限度）が定められている。

事業予定地は、準工業地域であることから、計画施設において「騒音規制法」に基づく特定施設又は「名古屋市環境保全条例」に基づく騒音発生施設を設置する場合には、敷地境界において、昼間（8 時～19 時）65dB、朝・夕（6 時～8 時・19 時～22 時）60dB、夜間（22 時～翌日 6 時）50dB の規制基準が適用される。

また、設備解体工事や設備更新工事において特定建設作業を行う場合は、「騒音規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、敷地の境界線において 85dB を超えないこと、午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内に特定建設作業を行わないことなどの規制に関する基準が適用される。

c 振動（資料 2-8（資料編 p. 27）参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、市町村長が道路管理者又は都道府県公安委員会に措置を執るよう要請する際の基準としての道路交通振動の限度（要請限度）が定められている。

事業予定地は、準工業地域であることから、計画施設において「振動規制法」に基づく特定施設又は「名古屋市環境保全条例」に基づく振動発生施設を設置する場合には、昼間（7 時～20 時）65dB、夜間（20 時～翌日 7 時）60dB の規制基準が適用される。

また、設備解体工事や設備更新工事において特定建設作業を行う場合は、「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、敷地境界において 75dB を超えないこと、午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内に特定建設作業を行わないことなどの規制に関する基準が適用される。

d 悪 臭 （資料 2-9（資料編 p. 29）参照）

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、「悪臭物質の排出規制地域及び悪臭物質の種類ごとの規制基準」（昭和 48 年名古屋市告示第 182 号）により、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水に係る規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

さらに、悪臭関係工場等（ごみ処理場等）は、「愛知県生活環境保全条例」に基づき、毎年度の悪臭物質の排出の状況について、その年度終了後一月以内に「悪臭関係工場等届出書」を提出しなければならない。

計画施設については、「悪臭防止法」に基づく敷地境界線上の地表における濃度規制及び排出口（煙突等）における排出量の規制が適用されるとともに、「悪臭対策指導指針」に基づく指導基準値（臭気指数）が適用される。

e 水 質 （資料 2-10（資料編 p. 31）参照）

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき、特定事業場から公共用水域に排出される水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）により、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準が定められている。

伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんについては、「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」（平成 29 年愛知県告示第 286 号）、「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」（平成 29 年愛知県告示第 287 号）及び「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」（平成 29 年愛知県告示第 288 号）により、総量規制基準が定められている。

また、「水質汚濁防止法」では有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付けている。

計画施設からの排水については、公共下水道へ放流する計画であることから、「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号）及び「名古屋市下水道条例」（昭和 22 年名古屋市条例第 35 号）に定める基準が適用される。

なお、水銀及び PCB を含む底質には、「底質の暫定除去基準について」（環水管第 119 号 昭和 50 年環境庁水質保全局長通達）により、暫定除去基準が定められている。

f 地 盤 （資料 2-11（資料編 p. 35）参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定しており、ポンプ等の吐出口断面積が 6cm²を超える揚水設備を設置しようとする場合には、名古屋市長の許可を受けなければならない、断面積が 6cm²以下の井戸設備を設置しようとする場合には、事前に名古屋市長に届け出なければならない。

また、地下水のゆう出を伴う掘削工事において、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が 78cm²を超えるときは、工事の開始の日の 7 日前までに名古屋市長に届出をしなければならない。

本事業における破碎棟の建築工事において当該届出の要件に該当するゆう出水を排水する掘削工事を行う場合には、当該届出を行うとともに地下水のゆう出量その他の規則で定める事項を名古屋市長に報告する。

なお、「工業用水法」に基づく地下水揚水規制は、名古屋市内では、港区及び南区の一部の地域が指定されているが、調査地域には、同法に基づく規制はされていない。

計画施設の供用時においては、地下水を汲み上げ、利用する計画はない。

g 土 壌 （資料 2-12（資料編 p. 36）参照）

「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、又は土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあるとして都道府県知事（名古屋市においては、市長）が調査命令を発出したときは、「土壤汚染対策法」に基づき、土壤汚染状況調査を実施し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

また、3,000m²以上（有害物質使用特定施設設置事業場については 900m²以上）の土地の形質の変更を行おうとするときは、「土壤汚染対策法」に基づき、土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

さらに、特定有害物質等取扱工場等にあつては、500m²以上 3,000m²未満の土地の形質の変更を行おうとするときには、「名古屋市環境保全条例」に基づき、事前に当該特定有害物質の取り扱い状況に応じた調査計画書を作成、提出した後に、土壤汚染等調査を実施し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。（「土壤汚染対策法」に基づき調査を行う場合を除く。）

既存施設では有害物質使用特定施設を設置していないが、特定有害物質等取扱工場等に該当するため、500m²以上の土地の形質の変更を行おうとするときは、「土壤汚染対策法」に基づく土壤汚染調査又は「名古屋市環境保全条例」に基づく土壤汚染等調査を実施し、その結果を報告しなければならない。

「土壤汚染対策法」に基づく調査の結果、指定基準に適合しない汚染状態である区域については、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとはいえない場合には形質変更時要届出区域に、それぞれ指定される。要措置区域については土地の形質変更が原則禁止となり、汚染の除去等の措置を行ったのち届出等に

より区域の指定の解除等がされる。汚染の除去等の措置については、土地の所有者等は名古屋市長の指示を受けて汚染除去等計画書を作成・提出し、これに従って実施措置を講ずる義務を負う。

形質変更時要届出区域については土地の形質変更時に名古屋市長に計画の届出が必要となる。

「名古屋市環境保全条例」に基づく調査の結果、土壤の汚染状態が土壤汚染等処理基準に適合しない土地については、措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域(以下、「管理区域」という。)に指定される。措置管理区域では土地の形質変更は原則禁止となり、拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域では土地の形質変更時に市長に計画の届出が必要となり、これら指定された区域は汚染の除去等の措置により、指定の事由がなくなつたと認められた場合にこれらの指定を解除される。

また、要措置区域、形質変更時要届出区域及または管理区域(以下、「要措置区域等」という。)内の土壤を当該要措置区域等外へ搬出し移動させることは汚染の拡散をもたらす可能性があり、当該搬出に伴う汚染土壤の適正な運搬及び処理を確保するため、要措置区域等内の土地の土壤を当該要措置区域等外へ搬出する際の事前届出制度とともに、汚染土壤の運搬基準及び処理委託義務を設けている。汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する者は、汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、管理票を交付しなければならないとしており、これにより当該汚染土壤が適正に運搬され、かつ、処理されていることを事後的に確認することによって、汚染の拡散の未然防止を図ることとしている。汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する者は、一定の例外を除き、許可を受けた汚染土壤処理業者に委託することとしている。

h ダイオキシン類 (資料 2-13 (資料編 p. 37) 参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法に規定する特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。また、廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び燃え殻については、埋立等の処分を行う場合の処理基準が定められている。

計画施設は、焼却能力が1時間当たり50kg以上の廃棄物焼却炉であるため、同法に規定する特定施設に該当し、排出ガスについての排出基準及び集じん機によって集めたばいじん及び燃え殻についての処理基準が適用される。排水は、公共下水道へ放流する計画であることから、「下水道法」及び「名古屋市下水道条例」に定める排出基準が適用される。

また、工場又は事業場の土地におけるダイオキシン類に係る自主的な土壤汚染対策を促進するため、「土壤汚染対策法」の考え方を取り入れた「工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壤汚染対策の手引き」(環境省、令和元年)が令和元年6月に策定された。

i 景 観

名古屋市は、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象とする大規模建築物・工作物に限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

新たに建設する破砕棟は、延べ面積 4,800m² 程度、高さ 20m 程度を想定していることから、景観計画で対象とする大規模建築物・工作物に該当しない見込みである。

j 日 照 （資料 2-14（資料編 p. 38）参照）

事業予定地の用途地域は、準工業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域に該当する地域である。

k 緑 化

名古屋市では、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき「緑化地域制度」を導入し、一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築を行う場合に、定められた割合以上の緑化を義務付けている。都市計画に緑化地域が定められていない区域では、名古屋市の「緑のまちづくり条例」に基づき敷地面積の 20%以上を緑化する必要がある。

事業予定地は緑化地域に指定されており、敷地面積の 20%以上を緑化する必要がある。

l 建築物に係る環境負荷低減

「名古屋市環境保全条例」に基づき、床面積（増築の場合にあつては増築部分の床面積）の合計が 2,000m² を超える建築物の新築等をしようとする場合には、特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る建築物環境計画書を作成し、市長に届け出なければならない。

新たに建設する破砕棟の床面積は 2,000m² を超える計画であることから、建築物環境計画書を作成し、市長に届け出なければならない。

m 地球温暖化防止

「名古屋市環境保全条例」に基づき、地球温暖化対策事業者（年度において使用した燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量を原油の数量に換算し、合算した量が 800kL 以上である工場等を設置又は管理している者）は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた地球温暖化対策計画書を作成し、市長に届け出なければならない。

計画施設の年度使用量が、800kL 以上（原油換算）となる場合には、地球温暖化対策計画書を作成し市長に届け出なければならない。

イ 廃棄物関係法令

(7) 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物処理法」により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

(4) 建設廃材等

工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物処理法」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（環境省，平成 23 年）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター，平成 23 年）により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。愛知県では、同法第 4 条に基づき、「あいち建設リサイクル指針」（愛知県，平成 14 年）が制定され、平成 22 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標は、コンクリート塊 100%、アスファルト・コンクリート塊 100%、建設発生木材 95%となっている。

(9) 一般廃棄物処理施設の設置

市町村が「廃棄物処理法」に規定する一般廃棄物処理施設を設置又は変更しようとするときは、その施設の設置及び維持管理に関する計画を記載した書類等並びに生活環境影響調査の結果を記載した書類を添付し、都道府県知事（名古屋市内においては、市長）に届け出なければならない。「廃棄物処理法」に基づく届け出をしようとするときは、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、届出書に記載すべき事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果の縦覧、意見書提出の機会の付与が義務付けられている。

なお、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省，平成 18 年）では、環境影響評価に関する条例等に基づき実施された、生活環境影響調査に相当する内容を有する評価書等を生活環境影響調査書として添付することは差し支えないとされている。

(1) 維持管理計画及び記録の公表等

「廃棄物処理法」において、一般廃棄物処理施設である焼却施設等については、その維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する記録の閲覧並びにインターネット等による公表が義務付けられている。本市では、施設で閲覧に供するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにおいて公表している。

ウ 自然環境関係法令

(7) 自然公園地域の指定状況

調査地域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

(イ) 自然環境保全地域の指定状況

調査地域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

(ウ) 特別緑地保全地域の指定状況

調査地域には、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区の指定はない。

(エ) 鳥獣保護区等の指定状況 （資料 2-15（資料編 p. 39）参照）

調査地域は、陸域が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。さらに、図 1-4-35 に示すとおり、日光川、庄内川、新川から名古屋港にかけての水域は鳥獣保護区に、事業予定地南側の藤前干潟に該当する範囲は鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

出典）「あいちの環境 鳥獣保護区等位置図」（愛知県ウェブサイト）

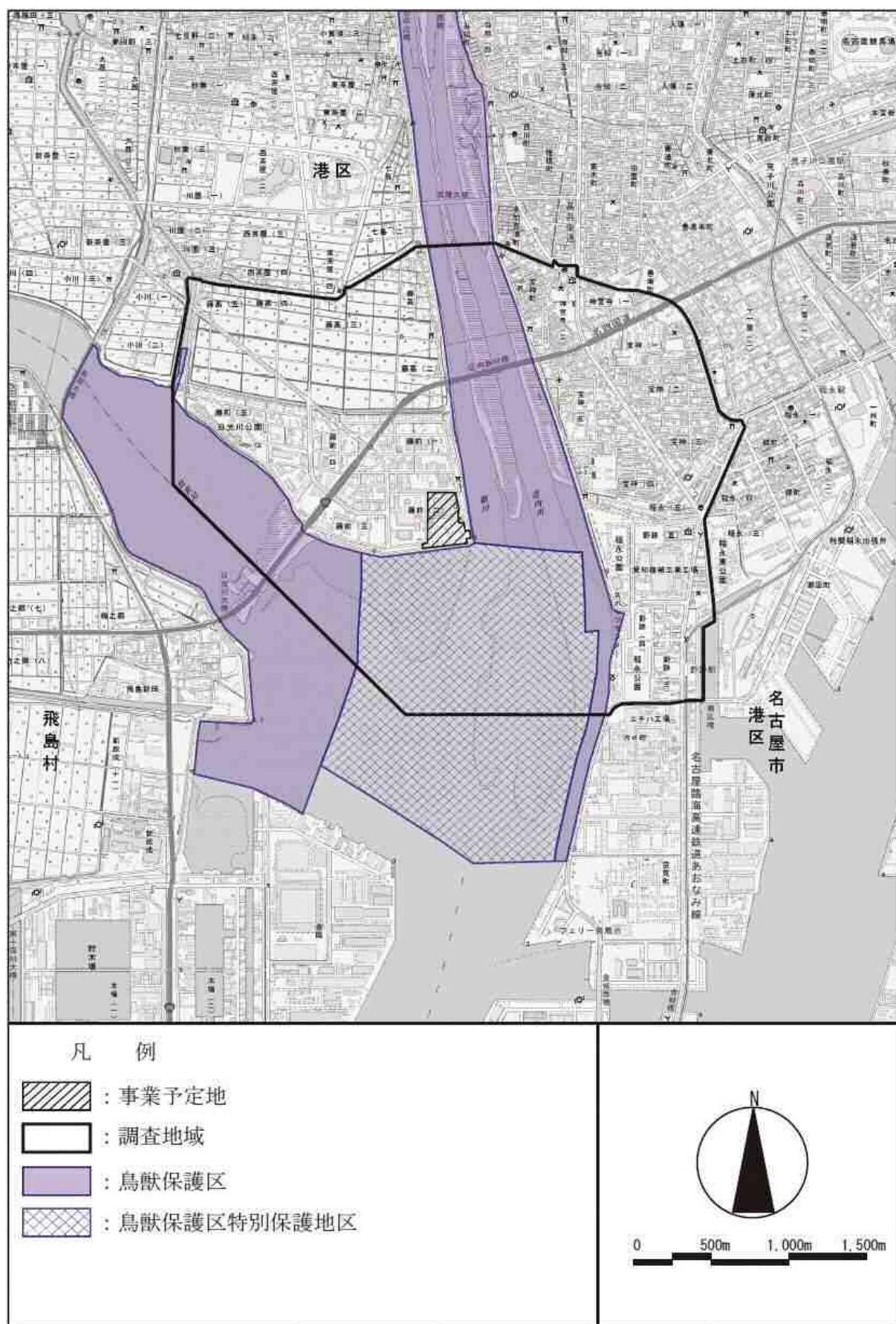


図 1-4-35 鳥獣保護区の指定状況

エ 防災関係法令

(7) 砂防指定地の指定状況

調査地域には、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地の指定はない。

(4) 地すべり地防止区域の指定状況

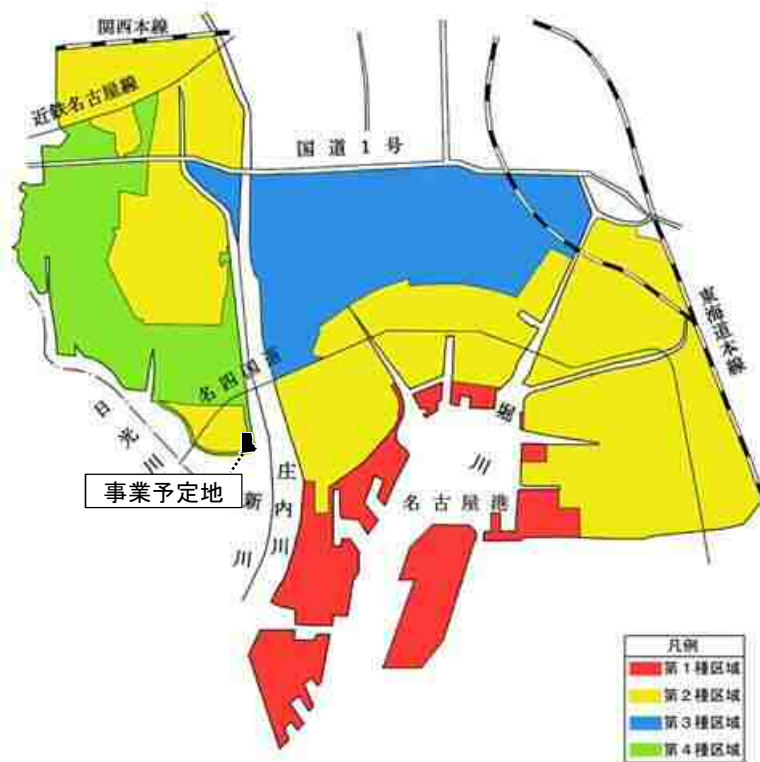
調査地域には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(イ) 災害危険区域の指定状況

調査地域は、図 1-4-36 に示すとおり、「建築基準法」の規定による災害危険区域として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」(昭和 36 年名古屋市条例第 2 号)に基づき臨海部防災区域(第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域)に指定されている。事業予定地は、第 2 種区域又は第 4 種区域に指定されている。



出典)「臨海部防災区域」(名古屋市ウェブサイト)を一部加工

図 1-4-36 災害危険区域の指定状況

(ロ) 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査地域では、図 1-4-37 に示すとおり、「都市計画法」に基づく準防火地域が指定されている。事業予定地は、一部を除いて準防火地域に指定されている。

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ウェブサイト)

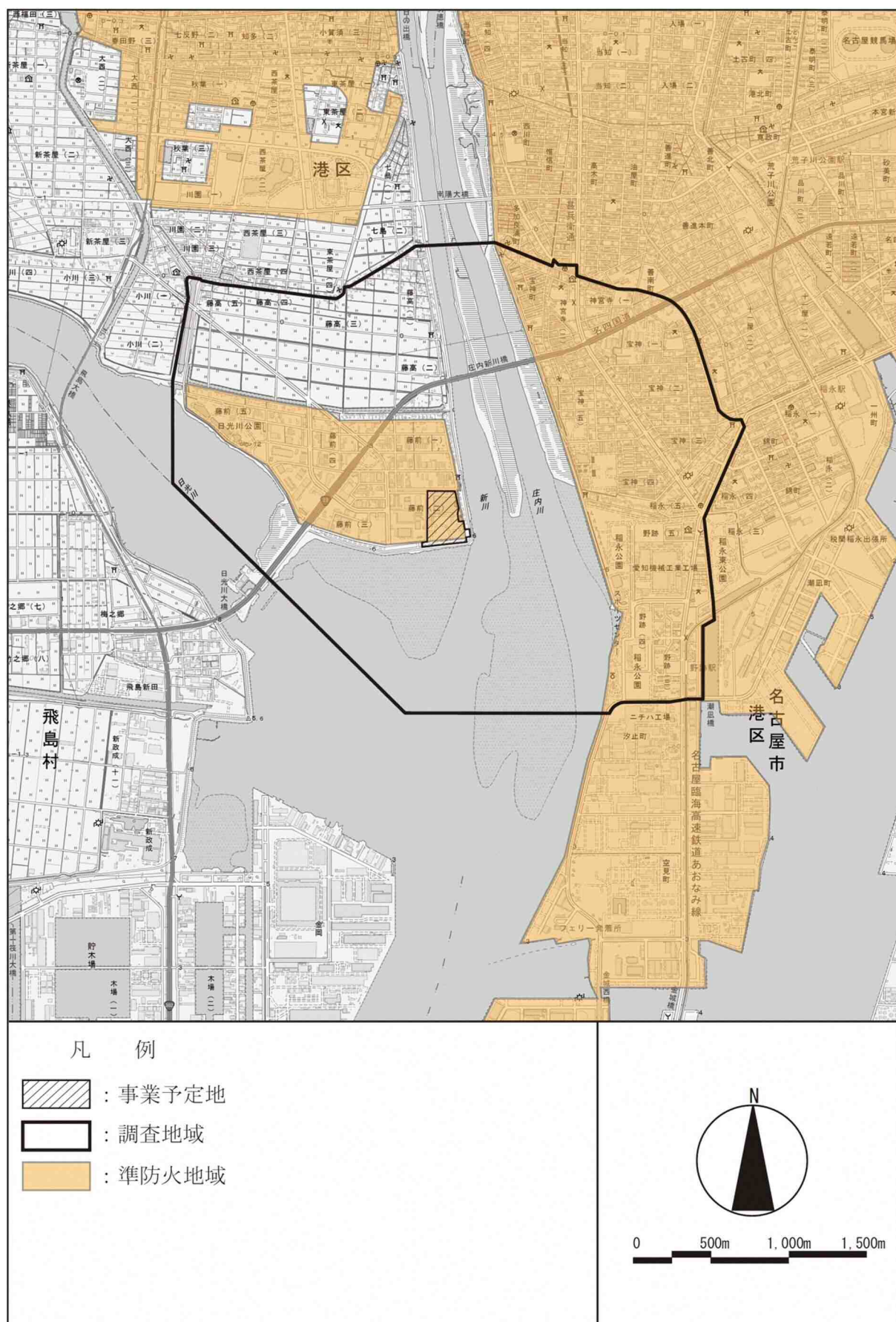


図 1-4-37 防火地域等の指定状況

(8) 環境保全に関する計画等

ア 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域には名古屋市をはじめ 7 市が含まれており、主要課題である「都市地域の大气汚染」、「自動車交通公害」、「伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁」、「油ヶ淵の水質汚濁」に対し講ずる施策等を定めている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの 10 年間とされている。

イ 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年愛知県条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向性を示すもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。この計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として、平成 26 年 5 月に第 4 次として改訂されている。

「第 4 次愛知県環境基本計画」では、平成 42 年（令和 12 年）に向けた目標として「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指し、その実現に向けて平成 32 年度（令和 2 年度）までに取り組むべき施策の方向性が示されている。

ウ 名古屋市環境基本計画

「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 11 年 8 月に「名古屋市環境基本計画」を策定し、平成 18 年 7 月には「第 2 次名古屋市環境基本計画」を策定した。その後、「第 2 次名古屋市環境基本計画」が目標年次を迎えたことから、新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取り組みの推進、COP10 の開催、地球温暖化の防止に加え、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定した。

「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策を表 1-4-47 に、主な指標を表 1-4-48 に示す。

なお、「第 3 次名古屋市環境基本計画」が平成 32 年度（令和 2 年度、2020 年度）に目標年度を迎えることや、社会情勢の変化などに適切に対応するため、「第 4 次名古屋市環境基本計画」の策定について、平成 31 年 1 月に名古屋市環境審議会へ諮問した。

表 1-4-47 第 3 次名古屋市環境基本計画の施策

2020 年目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、 ともに創る環境 首都なごや	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

表 1-4-48 第 3 次名古屋市環境基本計画の主な指標

環 境 都市像等	取組方針	指標項目	指標の説明	2010 年度 (計画策定時)	2017 年度 (最新)	2020 年度 目標
健康安全 都市	取組方針 4 健康で安全な生活環境を確保します	大気汚染に係る環境目標値(二酸化窒素)の達成率	当該年度における二酸化窒素の環境目標値の達成率(達成箇所/調査地点)	77.8%	94.4%	100%
		水質汚濁に係る環境目標値(BOD)の達成率	当該年度におけるBODの環境目標値の達成率(達成箇所/調査地点)	72.0%	84.0%	100%
循環型 都市	取組方針 6 ごみ減量・リサイクルを推進します	ごみと資源の総排出量	市内で排出されたごみと資源を合計した量	97万トン	89.6万トン	現状値以下
		ごみ処理量	市で処理するごみの量(他都市から受け入れているごみを除く)	62万トン	61.1万トン	54万トン
	取組方針 7 ごみを安全・適正に処理します	ごみの埋立量	市内で排出されたごみの焼却灰などの埋立量	5.6 万トン	4.9 万トン	2 万トン
低炭素 都市	取組方針 10 低炭素な生活を促進します	温室効果ガス排出量削減率(1990年比)	市域内で排出される温室効果ガスの排出量の削減率	11.0%削減(2008年度)	15.5%削減(2015年度)	25%削減

エ 水の環復活 2050 なごや戦略

平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定した。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現に向けての取り組みや、2012 年、2025 年及び 2050 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定した。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、②2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、③順応的管理を行うこと、④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。現在は、2025 年までを目標とした「第 2 期実行計画」に基づく取り組みの期間中である。

オ 低炭素都市 2050 なごや戦略

温暖化対策の長期戦略として「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年（2009 年）に策定し、温室効果ガス排出量を 2050 年までに 8 割削減する挑戦目標を掲げ、低炭素で快適な都市を実現するためのめざすべき将来像や、施策の方向性を示している。

カ 生物多様性 2050 なごや戦略

生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定した。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

キ 低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画

「低炭素都市 2050 なごや戦略」で提案した、2050 年の将来像や削減目標を実現するための 2030 年度までの実行計画として、「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」を平成 30 年（2018 年）3 月に策定した。この計画では、2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 27%、最終エネルギー消費量を 14%削減するという目標を掲げている。

ク ごみ減量化・再資源化行動計画

平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

平成 28 年 3 月には、環境負荷の低減と安定的・効率的な処理体制の確保をめざし、計画的な施設整備を進めていくため、5 次計画を策定した。現在は、人口動態や社会情勢の変化等を踏まえ、計画改定に向けた検討を行っている。（5 次計画については、2-2「対象事業の経緯、目的」（p. 3）参照）